

裁 決 書

審査請求人

同 代 理 人

処 分 庁 仙台市青葉福祉事務所長

審査請求人[]が平成20年[]月[]日付けで提起した保護廃止決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

仙台市青葉福祉事務所長が平成20年10月3日付けで審査請求人[]に対してした保護廃止決定処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

審査請求人[]（以下「請求人」という。）は、平成20年10月3日付けH20青保護第5号で仙台市青葉福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が行った保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

(1) 聴聞又は弁明の機会の付与の不存在

本件処分は請求人の保護受給資格を喪失させる不利益処分であり、本件処分をするには聴聞を行う必要がある（行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第1号ロ）。また、本件処分が資格をはく奪する不利益処分でないとしても、弁明の機会の付与が必要である（同項第2号）。

本件処分については、請求人に対して、聴聞又は弁明の機会の付与はなされなかった。従って、本件処分には手続上の瑕疵があり違法である。

(2) 逮捕・起訴により要保護性が全部消滅することにはならない。

イ 逮捕とは、最大72時間被疑者の身柄を拘束する強制処分である。[]

よって、[]日間を超える期間について要保護性を消滅させる理由にはならない。

ロ 起訴（公訴提起）とは、検察官が裁判所に対して特定の刑事事件につき審判を求める意思表示である。起訴されても勾留による身柄拘束をされていない限り、被告人の生活態様が変更されるわけではない。つまり、在宅のまま起訴されることもあるし、起訴後、勾留取消し又は保釈により釈放されることもある。この場合、当該被告人は、従前と同じ居所で従前通りの生活を営むことになる。

従って、起訴が要保護性を消滅させる理由にはなり得ない。

ハ 逮捕期間中要保護性が消滅した場合であっても、それは生活扶助に限定されるべきである。すなわち、逮捕は短期間の身柄拘束であり、その後に居所に戻ってくる蓋然性がある。とすれば、逮捕は短期間居所を留守にしていたのと同視できるところ、短期間留守にしているも家賃債務は発生する以上、その支払いのための住宅扶助の必要性が消滅することはないことは明らかである。従って、逮捕期間中の住宅扶助の要保護性を否定することは認められない。

よって、逮捕はその期間中の生活扶助の要保護性を否定する理由にはなり得ても住宅扶助の

要保護性を否定する理由にはなり得ない。

ニ 以上のとおり、本件処分は要保護性の判断を著しく誤っており取消しは免れない。

(3) 以上のとおり、本件処分の違法性は明らかであるから、本件処分を取り消す、との裁決を求める。

第2 認定事実及び判断

請求人から提出された審査請求書及び反論書並びに処分庁から提出された弁明書及び本件処分に関する書類によれば、次の事実が認められる。

1 認定事実

(1) 平成 年 月 日付けで、処分庁は、請求人に対し、保護開始決定を行った。

(2)

(3)

(4) 同日、処分庁は、 連絡を受け、 月 日付けで保護停止決定処分を行った。

(5)

(6) 平成 年 月 日、処分庁は、請求人が から知り、本件処分を行なった。その際、本件処分の理由を と記載した。

(7) 平成 年 月 日、処分庁担当係長及び担当員は、 において、請求人と面会し、(4)の保護停止決定に係る通知書及び本件処分に係る通知書（以下「本件通知書」という。）を交付し、請求人に説明を行なった。

(8)

2 判断

(1) 聴聞又は弁明の機会の付与の不存在について

生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第26条に定める保護の停止又は廃止の決定については、法第29条の2の規定により、行政手続法第3章（第12条及び第24条を除く。）の規定は適用されないため、同法第13条第1項第1号ロに規定する聴聞又は同項第2号に規定する弁明の機会の付与は必要とされない。

したがって、この点については、請求人の主張には理由がない。

(2) 逮捕・起訴と 日間を超える期間の要保護性の消滅について

前記1(6)のとおり、処分庁は、本件通知書において、本件処分の理由を と記載している。 とは、請求人が による調査を受けた後に という一連の 並びにそれに要する相当の期間を指しているとして解することができ、現に 請求人にとっては、その意味を容易に理解し得たものと認められ、本件処分の効果を失うほどの重大な瑕疵があるものとは認められない。

したがって、「よって、 日間を超える期間について要保護性を消滅させる理由にはならない。」と主張する請求人の主張は認められない。

(3) 逮捕・起訴と住宅扶助に係る要保護性の消滅について

「生活保護手帳（別冊問答集）」（厚生省社会・援護局保護課監修、平成5年2月8日財団法人社会福祉振興・試験センター発行）問173において、「被保護者が被疑者等として警察署に留置、拘束された場合は刑事行政の一環として措置されるべきものであることから最低生活費の計上は必要ない」との見解が現厚生労働省社会・援護局保護課から示されており、処分庁が平成



●年●月●日付けで住宅扶助費を含む保護の停止処分を行なったことは、これを忠実に行ったものであり、違法性は認められない。

(4) 刑事手続きの中で行う保護廃止判断の基準について

被保護者が一連の刑事手続きに関わっている際にどのような基準により保護の廃止を判断されるべきかについては、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日 社保第34号 厚生省社会局保護課長通知）第10の12の2（2）に基づき、当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6箇月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるときとされ、この場合における保護の廃止は、保護を要しなくなった日から行うことを原則とされている。

この点、本件においては、適切に行った請求人に対する保護の停止処分を継続しながら、保護を要しない状態がどの程度継続するかを見定め、その状態がおおむね6箇月を超えという確信を持つことができる理由を得るに至った場合、又は保護の停止の状態がおおむね6箇月を超えることとなり、さらに当分の間同様の状態が続くことが予想される場合に、本件処分を行なうべきであったと考えられる。

処分庁から提出された弁明書及び本件処分に関する書類においては、請求人が[]を
されて保護を要しなくなった平成[]年[]月[]日以後おおむね6箇月を超えて[]
[]されていたかどうかについて、処分庁が状況を確認し、又は期間の検討を行った記録はなく、
本件処分に至る根拠が不十分であると評価せざるを得ない。

3 結論

以上のとおり、本件処分は違法及び不当な処分であり、請求人の主張は一部理由があるものと認め、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成21年 2月19日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

